

はじめに

京都市では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成11年4月1日施行 以下「感染症法」という。）に基づき、「京都市感染症発生動向調査事業実施要綱」を策定し、京都市感染症発生動向調査事業指定届出機関の協力の下、京都市保健所と京都市感染症情報センターが中核となって感染症情報を収集・公表しています。

元号が平成から新元号となった、令和元年（2019年）の感染症発生動向調査事業では、2月に感染症法施行規則が改正され、原因不明の重症感染症の発生動向を早期に把握することを目的とし、これまで広範であった「疑似症」の定義が、公衆衛生インパクトの高い重症例（医師が集中治療その他に準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの）に絞り込まれました。

感染症発生状況をみると、全国的に麻しん及び風しんの患者が多く報告されました。特に風しんは京都市でも前年に引き続き、11例（前年14例、例年0～1例）の報告がありました。これを受け、本市では、定期接種制度の変更によって今まで風しんワクチンを接種する公的な機会がなかった30歳代～50歳代男性を対象に、風しん第5期定期予防接種を行っています。

2020年に入り、中華人民共和国武漢市において発生した、新型コロナウイルス感染症は、瞬時に世界中へ拡散しました。現在、我が国もその渦中にあり、「東京オリンピック・パラリンピック」や「関西ワールドマスターズ」の延期、外出自粛要請など社会経済にも甚大な影響が出ております。

新型コロナウイルス感染症、麻しん、風しん等の感染症は、急速に感染が拡大する懸念があり、発生動向には細心の注意と検証が不可欠です。そのためには感染症に関する危機管理体制の更なる強化を行っていかなければなりません。

早期に感染拡大の芽を摘み、鎮静化させ、市民の皆様に「安心・安全な暮らし」をしていただけけるよう、より一層尽力してまいります。

今般、「令和元年京都市感染症発生動向調査事業実施報告書」を作成しました。本報告書を感染症予防及び公衆衛生対策の資料として御活用いただければ幸甚に存じます。

本報告書の作成にあたり御協力いただきました京都府医師会、京都市感染症発生動向調査事業指定届出機関及び京都市感染症発生動向調査委員会の諸先生方に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年2月

京都市保健福祉局